秋田簡易裁判所判事に補する
同　佐藤　惇
同
青森簡易裁判所判事に補する
同　山田　雅秋
札幌簡易裁判所判事に補する（各通）
同　山田　将之
函館簡易裁判所判事に補する
同　吉野　颯太
旭川簡易裁判所判事に補する
同　野口　奈央
高松簡易裁判所判事に補する
同　大門　全
高知簡易裁判所判事に補する
同　酒本　雄一
松山簡易裁判所判事に補する
判事補
同　池本　拓馬
同　宇野　由隆
同　大西　正悟
同　燕城真由子
同　河村　豪俊
杵渕　花絵
同　高木　俊明
三坂　歩
同　森下　宏輝
同　天田　愛美
同　岩見　貴博
貝阿彌　健
同　清水　公一
高橋　静子
同　小島　務
同　福間　匠
同　尾田いずみ
同　五味　亮一
同　太田　健介
同　内藤　陽子
同　志田　智之
齋藤　千紘
同　平山　翔悟
同　築田　真央
同　清水　淑江
同　西ヶ谷　恵
同　豊澤　悠希
久野　雄平
同　岡　英美子
田中　浩司
同　土山　雅史
中井　裕美
同　尾島祐太郎
大畑　拓也
同　金好　まや
久保　晃司
同　黒木　宏太
狭間　巨勝
同　藤本　敬太
山田　悠貴
同　稲井　雄介
島田　旭
同　白井　知志
中井　太朗
同　渡邊　毅裕
大曽根史洋
同　谷　良美
上木　英典
同　小川　貴裕
中井　沙代
同　金納　達昭
燕城雄一郎
同　竹内友紀子
中村　陽菜
同　野口由佳子
吉田　那奈
同　池内　継史

同　石井　孝明
同　今泉さやか
同　藤村　享司
同　藤田　直規
同　池内　雅美
同　木野村瑛美子
同　原　健太
同　山崎　岳志
同　伊藤健太郎
同　瀧澤孝太郎
同　芦田　泰裕
同　岩尾　悠矢
同　芹澤美知太郎
同　高津戸朱子
同　高津戸拓也
同　中田　萌々
同　神永　暁
同　中村　雅人
同　臼倉　尭史
同　岡田　毅
同　北原　直樹
同　高田　卓
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（各通）（以上一月十六日）

○官吏死亡
判事齋藤繁道は二十九年十二月十七日死亡

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する
前田　宏
（大阪府立工業高等専門学校名誉教授）

正五位に叙する（各通）
西本　松治
藤本　功
麻生　畯一　綾部　明人
石山　昭
遠藤　基夫　茂川　昌且
従五位に叙する（各通）
井上　正登　小原　屋和
仲本　幸新　宮村　敦子
正六位に叙する（各通）
伊藤　幸義
五十嵐鐵治　岩波　昭夫
大西　澄夫　米山　公治
従六位に叙する（各通）
佐藤　健二
関　伊助
正七位に叙する（以上二十九年十二月二十五日）
正八位　片桐　宏平
正四位に叙する
稲毛善次郎
正七位　松木　秀夫
正五位に叙する（各通）

小島己三夫　齊藤　秀雄
白石　史朗　日高　大　横田　英一　下小野田照隆
吉本　忠義
従五位に叙する（各通）
小野寺　学　菊地　茂樹
寺尾　春夫　篤本　篤治
濱田　俊夫　濱口　一男
正六位に叙する（各通）
阿部　久忠　内山　正人
神永　和夫　川島　博邦
古村　長治　澤辺　渉
山本　英二　米丸　静男
従六位に叙する（各通）
尾形　弘道
嶋本　尚
正七位に叙する（各通）
大槻　和信　阪下　克志
森田　夏美　安河内利夫
従七位に叙する（各通）（以上二十九年十二月二十六日）
浅野　正雄　片岡　通夫
砂押　和一　福崎　光雄
従五位に叙する（各通）
正八位　中島　修
正六位に叙する（各通）
江里口　力　大野　忠久
小松　秀利　芝　和弘
成田　茂　畠山　四郎
平山　哲也　渕　清
松野　直　山崎　義行
従六位に叙する（各通）
石井　栄二　柴崎　茂夫
前田　勝男　松本　泰明
正七位に叙する（各通）（以上二十九年十二月二十七日）
大塚　和子　小澤　佑彦
川畑　幸雄　川村　菊夫
中村　安男　山口　辰夫
従六位に叙する（各通）
上田　敦　佐々木正安
正七位に叙する（各通）（以上二十九年十二月二十八日）
豊田　達郎
従三位に叙する（二十九年十二月三十日）

竹田　晋造
東川　清司
中村　泰三
小金谷利光
中村　儀
羽田　義宏
本多　久夫
米澤　章
小川　哲
小林　清治
澤辺　涉
御供　昭博
米丸　静男
安河内利夫
白石　史朗　松木　秀夫
尾形　弘道　長田　晃一
小林　清治
菊地　茂樹
寺尾　春夫
嶋本　尚
御供　昭博
山本　英二
片岡　通夫
小金谷利光
中村　儀
羽田　義宏
平山　哲也
松本　泰明
米澤　章
石井　栄二　渡部　一喜
畠山　四郎

○叙勲

近藤　昌幸　山本　武
旭日単光章を授ける（各通）（二十九年十二月二十五日）
押尾　隆
旭日単光章を授ける（二十九年十二月二十六日）
麻生　畯一　綾部　明人
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大西　澄夫　小原　屋和
五十嵐鐵治　宮村　敦子
藤本　功　米山　公治
瑞宝双光章を授ける（各通）
内田　益夫
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十二月二十五日）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十二月二十六日）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十二月二十七日）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝双光章を授ける（二十九年十二月二十八日）
小澤　佑彦

褒賞

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける